

○木曾広域連合循環型地域づくり懇談会設置要綱

〔平成 22 年 4 月 1 日〕
要綱第 3 号

改正 平成 24 年 3 月 1 日 要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 木曾広域連合規約に基づく「木曾広域連合広域計画」を推進するにあたり、住民から広く意見を求めるため、地方自治法第 291 条の 8 の規定により、木曾広域連合循環型地域づくり推進懇談会（以下「懇談会」とていう。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について協議する。

- (1) 木曾の地域性を活かした循環型地域づくりに関すること。
- (2) 循環型地域の実現モデルに関すること。

(組織)

第 3 条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 消費者団体関係の代表
- (2) 地域活動関係の代表
- (3) 農村生活関係の代表
- (4) リサイクル関係の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他広域連合長が認めた者

2 懇談会の構成は委員 6 名とする。

3 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年間とする。

(会議)

第 5 条 懇談会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、環境課環境係が行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。